

**「第7期北九州市障害福祉計画」
「第3期北九州市障害児福祉計画」**

**令和6年度
主な成果目標ごとの取組実績**

目 次

成果目標(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・・・P1
成果目標(4)福祉施設から一般就労への移行等	・・・P2
成果目標(5)障害のある子どもに対する支援の 提供体制の整備等	・・・P3
成果目標(8)発達障害のある人等に対する支援の 充実・強化	・・・P4

成果目標（３）地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域生活拠点等の機能のうち、「緊急時の受入れ・対応」については、令和８年度末までに１箇所以上を維持するとともに、「相談」及び「体験の機会・場」の各機能についても１箇所以上整備し、その機能充実のためにコーディネーターによる効果的な支援体制の構築を進めながら、運用状況を検証、検討するための会議を年１回以上開催することを目標とします。

（実施状況）

- ・ 緊急時の受入施設として、１施設各１床空床を確保（受入実績：３名）
- ・ 「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」を担う事業者の募集を行い、３グループを選定し、令和６年６月からモデル的に支援を実施中。
- ・ 機能充実に向けた検証・検討会を４回実施。障害者自立支援協議会内において、第二回応募に向けた検討も含め、拠点に関する事業所の基準やフォロー等を含め、事業が浸透する仕組みづくりの検討・実施を進めていく。

成果目標（４）福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和８年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数を、令和４年度の一般就労への移行実績（３０５人）の １．２８倍（３９０人以上）とする。

（実施状況）

・ 令和６年度の一般就労への移行者数 ３４１人（令和４年度実績比１．１２倍）

成果目標（５）障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

エ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について

北九州地域医療的ケア児支援協議会を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図る。

また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と支援が必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを配置する。

（実施状況）

行政・医療・福祉間での情報交換をはじめ、介護負担の軽減（レスパイト）のための訪問看護費用の一部助成し、総合療育センターへの医療的ケア児コーディネーターを配置するとともに、家族交流会を開催し、課題等のヒアリングや各支援機関との調整を行った。また、災害時個別支援計画の作成に取り組んでいる。

成果目標（８）発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制の構築や、強度行動障害支援の体制整備を進めることを目標とする。

（実施状況）

発達障害者支援センター「つばさ」が発達障害児者の支援を行っている支援機関の情報を取りまとめた「発達障害児者のための支援機関ガイド」の作成に着手。

また、支援者（コーディネーター等）の交流機会を確保するため、障害者自立支援協議会を活用して「多職種交流会」を３回開催。

強度行動障害児者支援については、アウトリーチ支援体制の着手に向けてモデルケースを試験的に実施。さらに、支援状況を把握するため、障害福祉サービス等事業所を対象に「強度行動障害支援（研修等）に関するアンケート」を実施。